

第3次宍粟市総合計画前期基本計画及び（仮称）宍粟市デジタル田園都市構想総合戦略策定業務 仕様書

1. 業務の名称

第3次宍粟市総合計画前期基本計画及び（仮称）宍粟市デジタル田園都市構想総合戦略策定業務

2. 業務の目的

現行の第2次宍粟市総合計画後期基本計画（以下「第2次後期計画」という。）及び第2次宍粟市地域創生総合戦略（以下「第2次戦略」という。）が令和8年度に設定期間を迎えることから、令和9年度以降の長期的かつ計画的な視野に立ったまちづくりの指針となる第3次宍粟市総合計画（以下「第3次総合計画」という。）を策定するにあたり、必要な支援を受けることを目的とする。

あわせて、国が令和5年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定したことに伴い、本市においてもデジタル技術の浸透・進展など時宜をふまえ、地域の実情に沿った地域ビジョンを再構築するため、（仮称）宍粟市デジタル田園都市構想総合戦略（以下「デジタル戦略」という。）を策定するにあたり、必要な支援を受けることを目的とする。

なお、現在、第2次後期計画と第2次戦略は一体的に整理しているが、第3次総合計画は第2次後期計画及び第2次戦略を継承したものとする一方で、デジタル戦略は「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」に基づき、デジタルを活用した地域の魅力・活力向上という目的に特化するため、別建てで策定するものである。

3. 業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月22日まで

4. 業務の内容

第3次総合計画の計画期間は、基本構想部分は令和9年度から令和18年度の10年間、前期基本計画部分は、令和9年度から令和13年度までの5年間とする。また、デジタル戦略の計画期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とする。

本業務の内容は概ね次のとおりとするが、ここに示す業務内容は、第3次総合計画およびデジタル戦略策定に最小限必要な事項を示したものであり、詳細は受託者の企画提案により調整することとする。また、受託者は、当該業務を充実させ、また効果的に実施するための提案を積極的に行うものとする。

なお、業務の遂行にあたっては、本市が令和6年度に実施する基礎調査報告書、現状分析結果（考察）及び市民アンケート調査結果等の基礎資料を反映・活用すること。

(1) 第3次総合計画に関する業務

① 素案の作成

令和7年10月末までに素案を作成する。なお、令和7年8月末までに骨子案を作成し、委託者（事務局）との打ち合わせ（オンライン可）を複数回行う。

なお、素案は以下②の委員会で出た意見等をふまえて補修正することとする。

【重視する視点】

(ア) わかりやすい計画づくり

市がめざすまちづくりの方向性が広く市民に伝わるよう、簡潔かつ実効性のある計画とする。

(イ) 柔軟な計画づくり

市が行うべき主な取組みを網羅しつつも、時代の潮流に合わせ、施策の優先度や重要度を議論する等、メリハリの利いた柔軟な計画とする。

(ウ) 市民参画の計画づくり

市民・団体・企業等と行政が情報を共有したうえで、多様な意見や提案を整理し取り入れた、まちづくりの指針としてお互いが共有できる計画とする。

(エ) 戦略的な計画づくり

人口減少と地域経済縮小の克服に向け、国の「まち・ひと・しごと創生戦略」の考え方にに基づきこれまで取り組んできた種々の施策の流れをそのままに、地域の個性や魅力を生かすビジョンを再構築し、推進力のある計画とする。

【必要事項】

(ア) 宍粟市の概況

(イ) 基本理念「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」を主軸とした基本構想の体系整理

(ウ) 市民・企業が、市の「めざすまちの姿」及びその実現に向けた個別施策を確認できる基本計画の体系整理

(エ) 各基本施策の設定（めざすまちの姿、現状、課題、個別施策、市民の役割など）

(オ) 事業効果を検証・評価・改善するための仕組み

(カ) 関連計画、方針等との照合

(キ) 宍粟市及び国県の現状に応じたまちづくり指標の設定（市民の満足度など、アウトカムとなる指標を取り入れること）

(ク) 「木育」等の視点の反映

(ケ) バックキャスト方式による策定

(コ) その他、受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

② 委員会の運営支援

宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会（テーマ毎に設置する小委員会を含む）に出席し（原則、オンライン参加）、運営支援（資料原案の作成、データ等の収集、議事要旨の作成など）を行う。

なお、出席を求める委員会は、全体会が3回（令和7年度に1回、令和8年度に2回）、小委員会が8回（令和7年度に4回、令和8年度に4回）の開催を予定するが、進捗等により数回程度増減することがある。

③ 第3次総合計画（基本構想及び前期基本計画）の本編及び第3次総合計画（基本構想及び前期基本計画）概要版の作成

上記①、②を整理したうえで、市民に分かりやすくなるようレイアウトの提案、グラフ・イラスト等の編集及びデータの校正を行い、第3次総合計画（基本構想及び前期基本計画）の本編及び概要版を作成する。（※印刷製本は含まない）

【本編】 A4版、100頁程度、表紙・本文フルカラー

【概要版】 A4版、8～12頁程度、表紙・本文フルカラー

(2) デジタル戦略に関する業務

① 素案の作成

令和8年1月末までに素案を作成する。なお、令和7年11月末までに骨子案を作成し、委託者との打ち合わせ（オンライン可）を複数回行う。

素案は以下②の委員会で出た意見等をふまえて補修正することとする。

【重視する視点】

(ア) 人口減少の克服と地域経済の活性化を、デジタルの力を活用した取組により加速化・深化させる計画とする。

(イ) 計画期間中や終了時点で、進捗状況が明確に把握できる計画とする。

【必要事項】

(ア) 将来人口の推計と影響（※人口ビジョンの改訂は委託者で行う。）

(イ) 第2次宍粟市地域創生総合戦略<Plus DX>版に基づく取組の継承と発展

(ウ) 政策分類に関する基本的方向の明示

(エ) 事業効果を検証・評価・改善するための仕組み

(オ) 上位・関連計画、方針（国県版総合戦略、地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き等を含む）との照合

(カ) 宍粟市及び国県の現状に応じた、重要目標達成指標（KGI）及び重要業績評価指数（KPI）の設定

(キ) その他、受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

なお、受託者は、令和8年度までに国においてデジタル活用の方針等の転換があった場合には、委託者と協議し、転換後の方針等を適切に計画名称及び内容に反映するよう努めること。

② 委員会の運営支援

宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会小委員会に出席し（原則、オンライン参加）、運営支援（資料原案の作成、データ等の収集、議事要旨の作成など）を行う。

なお、小委員会は3回（令和8年度に3回）の開催を予定するが、進捗等により回数程度増減することがある。

③ デジタル戦略（本編）の作成

上記①、②の事項を整理したうえで、市民に分かりやすくなるようレイアウトの提案、グラフ・イラスト等の編集及びデータの校正を行い、デジタル戦略の本編を作成する。（※印刷製本は含まない）

【本編】 A4版、40頁程度、表紙・本文フルカラー

(3) 共通する業務

① ワークショップ運営支援

(ア) 企画

原則、令和7年度中に合計7回（回数は目安とし、受託者の提案により変更することは差し支えない。）開催するにあたり、企画書（テーマの提案、参加者選出の提案、開催時期及び会場レイアウトの提案、実施に必要な文書図面等）を事前に作成のうえ、委託者と協議する。なお、参加者は市と協働の関係性にあることを念頭に、市に対し参加者が一方的に意見を述べる場とするのではなく、行政と市民・地域との共通課題や現状改善策等を見出すようなテーマ及び開催手法を提案すること。

(イ) 準備・運営

ファシリテーター及び補助スタッフの手配、当日の司会進行、当日配付資料の作成、実施に係る消耗品等の準備及び費用負担は受託者によるものとする（機材について、市の備品を用いる場合は相談による）。

なお、ワークショップを効果的に実施するために他機関との連携が必要な場合、委託者はこれに協力する。

(ウ) 結果

ワークショップの結果を取りまとめるのうえ、第3次総合計画及びデジタル戦略の本編に適宜反映すること。

② 委託者との打合わせの実施

第3次総合計画及びデジタル戦略の策定の進捗状況に係る打合せ（オンライン可）を適宜実施する。なお、打合せ記録は受託者が原則3営業日以内に作成し、委託者へ提出すること。

③ 第3次総合計画及びデジタル戦略の運用に関する提案等

策定後の総合計画等の効果的な運用の仕方・方針等について、他団体の事例等を踏まえ宍粟市の実情に合った助言及び必要な支援を行う。なお、令和8年度末までに完了する支援等の提案内容であること。

5. 業務の実施体制

受託者は契約締結後速やかに委託者と打合せを行ったうえ、作業スケジュール等に関する業務計画書を作成し、提出すること。

本業務を円滑かつ効果的に実施するため、業務目的を十分に理解のうえ、必要な能力及び経験を有する十分な数の技術者を配置すること。また、委託者と連携を密にし、常に連携がとれる窓口を設置すること。

6. 年度別業務

【令和7年度業務】

区分	業務
第3次総合計画	骨子案及び素案の作成
	委員会の運営支援（全体会1回、小委員会4回）
デジタル戦略	骨子案及び素案の作成
各計画共通事項	ワークショップ（7回）運営支援

【令和8年度業務】

区分	業務
第3次総合計画	委員会の運営支援（全体会2回、小委員会4回）
	冊子・概要版の作成（印刷製本は含まない）
デジタル戦略	委員会の運営支援（小委員会3回）
	冊子の作成（印刷製本は含まない）
各計画共通事項	計画運用・方針に関する支援

7. 想定スケジュール

別紙スケジュール表のとおり

8. 成果品

令和7年度

- (1) 業務完了報告書
- (2) 委員会に係る会議録及び作成資料一式
- (3) ワークショップに係る結果報告書及び作成資料一式
- (4) 第3次総合計画及びデジタル戦略に係る骨子・素案

令和8年度

- (1) 業務完了報告書
- (2) 委員会に係る会議録及び作成資料一式
- (3) 第3次総合計画（基本構想及び前期基本計画）本編及び概要版 電子データ
- (4) デジタル戦略本編 電子データ
- (5) 計画運用支援に関する資料一式

成果品の電子データは PDF 形式に変換したもののほか、作成元のデータを Microsoft Word、Excel 又は PowerPoint など編集可能な形式で、CD-R に格納して提出すること。

9. 注意事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密は他人に漏らしてはならない。また、業務完了後においても同様とする。
- (2) 成果品の所有権、著作権、利用権は宍粟市に帰属するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品、資料、情報等は、宍粟市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合には、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。